

第 3 期

更別村地球温暖化対策実行計画

(平成23年度～平成27年度)

更 別 村

～目 次～

第1章 計画の基本的事項	1
1, 計画策定の背景	1
2, 計画の期間	2
3, 計画の範囲	2
第2章 計画の目標	3
1, 取り組みの目標	3
2, 温室効果ガスの総排出量に関する目標	4
(1) 温室効果ガスの総排出量の算定	
(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標	
第3章 取組内容	8
1, 環境にやさしい製品の購入促進	8
(1) グリーン購入	
(2) 省資源・省エネルギー型機器の購入	
(3) 低燃費・低公害車の導入	
2, 用紙類の使用量削減	9
(1) 用紙類の使用量削減	
3, 省資源・省エネルギーの推進	9
(1) 電気使用量の削減	
(2) 燃料使用量の削減	
4, 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	10
(1) 廃棄物の減量化	
(2) 資源化・リサイクルの推進	
5, 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備と維持管理の促進	11
(1) 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備の推進	
(2) 環境負荷の削減に配慮した施設等の維持管理	
6, 環境保全に関する職員の意識向上の促進	12
(1) 環境に関する研修等の実施	
第4章 計画の推進と点検・評価	13
1, 計画の推進・点検体制	13
(1) 更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会委員	
(2) 更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会推進員	
(3) 全職員	

2, 職員に対する研修等	14
3, 取り組みの実施状況の点検と評価	14
(1) 取り組みの実施状況の点検、評価	
(2) 点検結果の公表	

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

本村における「更別村地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3により、平成13年度に第1期実行計画（5ヶ年）平成18年度に第2期実行計画（5ヶ年）を策定し、今日まで地球温暖化対策を展開して参りました。しかし、この実行計画も平成22年度で終了することから、平成23年度を初年度とする第3期実行計画を新たに策定するものです。

地球温暖化防止に対する対策として国際的には、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約が採決され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年（平成6年）には条約が発効。これを受けて第1回のドイツのベルリンで開催された締約国会議「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年（平成9年）には、地球温暖化防止京都会議で「京都議定書」が採択され、わが国は、温室効果ガスの総排出量を「2008年（平成20年）から2012年（平成24年）」の第1約束期間に、1990年（平成2年）レベルから6%削減するとの目標が定められました。

こうした国際的な動きを受けて、わが国では、地球温暖化対策推進法が平成10年10月に公布され、翌年4月から施行されており、地球温暖化対策の取組みとして同法第20条の3に基づき、国、都道府県及び市町村は、自らの事務・事業活動から排出される温室効果ガスに関する実行計画を策定するものとされ、実行計画の策定、変更、実施状況等について公表するとしています。

地球温暖化防止に対する対策は、世界全体で取り組むべき問題であると同時に、社会経済活動や国民生活全般に深く関わるもので国、地方公共団体、事業者、そして国民一人ひとりが協力して取り組むことが必要です。わが国では、地球温暖化防止国民運動として「チーム・マイナス6%」を展開していましたが、京都議定書の次の枠組み目標として、2020年（平成32年）までの削減目標を25%として掲げており、今後は、「チーム・マイナス6%」を「チャレンジ25」に強化して、地球温暖化防止国民運動を展開することとなっており、こうしたことを背景に本村においても平成23年度計画の見直しを行ない、引き続き地球温暖化対策の推進に努めます。

この計画は、地球温暖化対策推進法第8条に基づく温室効果ガスの排出抑制のための実行計画です。

[用語の解説]

- ※ 地球温暖化対策推進法第20条の3 ～ 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定するものとする。
- ※ 地球温暖化対策推進法第8条 ～ 京都議定書目標達成計画

2, 計画の期間

実行計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3, 計画の範囲

実行計画の範囲は、更別村が行う事務及び事業に関するものとし、主な対象施設を次のとおりとします。

【主な対象施設】

課等	対象施設等
総務課	役場庁舎、職員用独身寮、格納庫
企画政策課	上更別バス待合所、短期体験住宅
建設水道課	車両センター、車庫、下水処理施設
住民生活課	上更別福祉館、上更別墓地、社会福祉センター、更別憩の家、屋内ゲートボール場、リサイクルセンター、火葬場
産業課	村営牧場、ふるさと館、勤労者会館、どんぐり公園
保健福祉課	老人保健福祉センター、福祉の里総合センター、シルバーハウジング団らん室
診療所	国民健康保険診療所
教育委員会	更別・上更別幼稚園、更別・上更別小学校、更別中央中学校、農村環境改善センター、農業者トレーニングセンター、柔剣道場、コミュニティプール、更別・上更別運動広場、農村公園
学校給食センター	給食センター

第2章 計画の目標

1, 取り組みの目標

平成13年度から平成17年度の第1期計画では6%の削減目標、平成18年度から平成22年度の第2期計画では1%の削減目標を掲げ、それぞれ達成してきています。

このことから本計画（第3期）では、平成18年度から平成21年度までの温室効果ガス排出量実績値の平均を基準値とし、新規施設整備を見越す中で計画期間である平成23年度から平成27年度までの温室効果ガス排出量の平均値を、省エネルギーの推進により1%、太陽光を活用した設備の導入により0.8%削減するよう目標を定めます。

また、定期的に進捗状況を点検するなど、その取り組みを適切に推進することとします。

【取組項目と目標】

取組項目	目 標
1, 環境に優しい製品の購入促進	
(1) グリーン購入	業務を行うに当たり必要となる物品について、環境負荷の少ない製品等を購入するよう努めます。
(2) 省資源・省エネルギー型機器の購入	OA機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替えます。
(3) 低燃費・低公害車の導入	公用車の更新にあたっては、低燃費・低公害車など、環境に配慮した車種を導入します。
2, 用紙類の使用量削減	
(1) 用紙類の使用量削減	コピー用紙、事務用紙の総使用量の抑制に努めます。
3, 省資源・省エネルギーの推進	
(1) 電気使用量の削減	電気の総使用量の1%削減に努めます。
(2) 燃料使用量の削減	公用車やボイラー等の燃料の総使用量の1%削減に努めます。
4, 廃棄物の減量化、リサイクルの推進	
(1) 廃棄物の減量化	廃棄物の総排出量を極力削減するよう努めます。
(2) 資源化・リサイクルの推進	資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化に努めます。
5, 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備と維持管理の促進	
(1) 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備の推進	環境に配慮した手法の採用や建設副産物の有効利用を図り、環境負荷の低減に努めます。 太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入に努めます。
(2) 環境負荷の削減に配慮した施設等の維持管理	省資源・省エネルギー化や有害化学物質等の排出防止が図られるよう、設備等の適正な維持管理に努めます。
6, 環境保全に関する職員の意識向上の促進	
(1) 環境に関する研修等の実施	環境保全に関する情報提供を行い、活動しやすい体制づくりに努めます。

2, 温室効果ガスの総排出量に関する目標

(1) 温室効果ガスの総排出量の算定

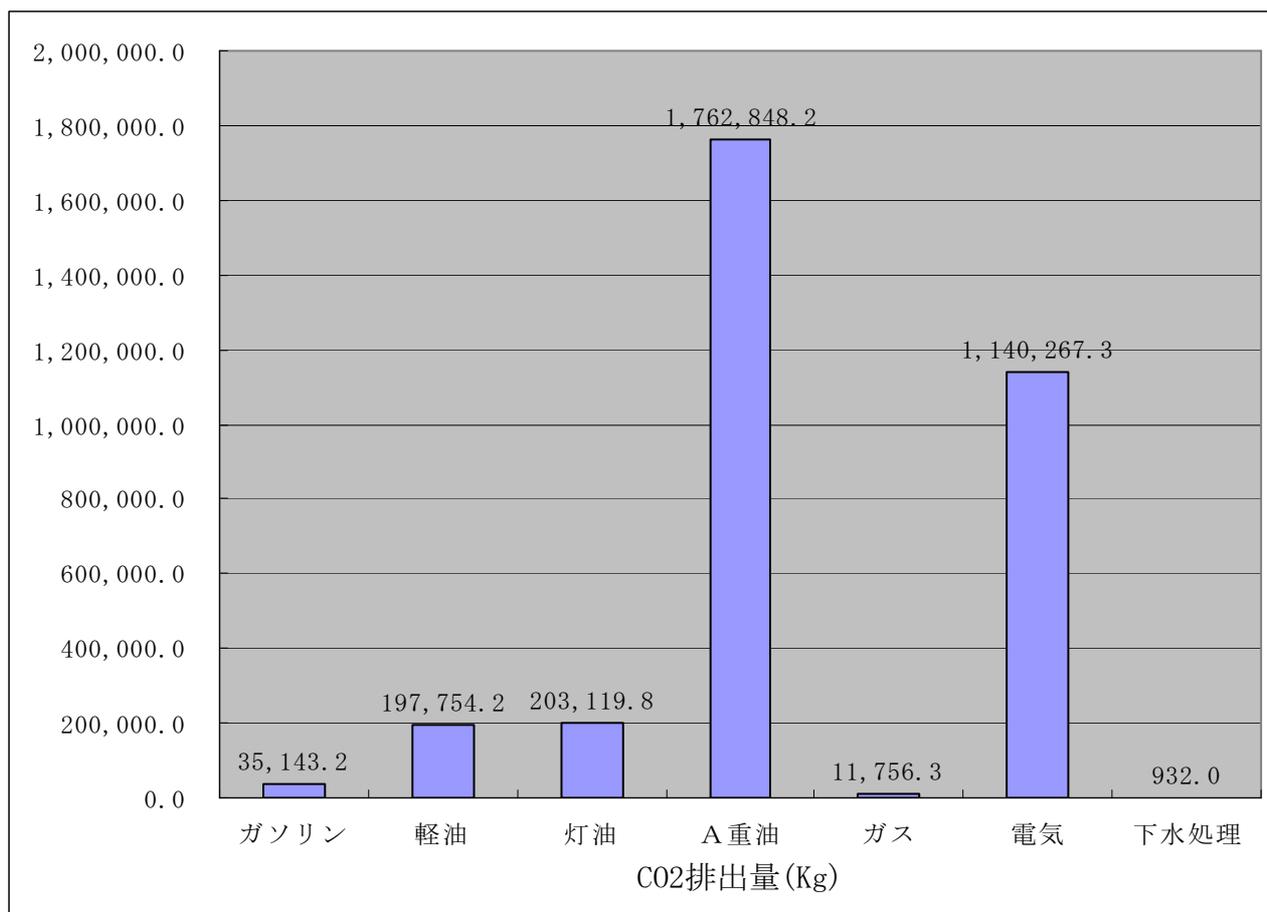
総排出量の算定は、平成18年度から平成21年度における本村の事務及び事業全般を対象として、特に燃料や電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量、自動車の走行等に伴うメタン・一酸化二窒素の排出量、カーエアコンの使用に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量を算出し、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素に換算した値の総和の平均値により算定することとします。

①二酸化炭素（CO₂）

前章で設定した主な対象施設ごとに、燃料使用量（本村で使用している燃料：ガソリン・軽油・灯油・A重油・液化石油ガス（LPG））、電気使用量等を調査し、村の事務及び事業全般から排出されるCO₂排出量を把握します。

【本実行計画の主な対象施設から排出されるCO₂排出量】

調査項目		使用量	CO ₂ 排出量 (Kg-CO ₂)	備考
燃料 の 使用	ガソリン	15,134.9 ℓ	35,143.2	
	軽油	75,449.9 ℓ	197,754.2	
	灯油	81,639.8 ℓ	203,119.8	
	A重油	650,497.5 ℓ	1,762,848.2	
	液化石油ガス（LPG）	1,840.6 m ³	11,756.3	
電気の使用		1,939,230.1 Kwh	1,140,267.3	
下水の処理		50,432.8 m ³	932.0	
計			3,351,821.0	

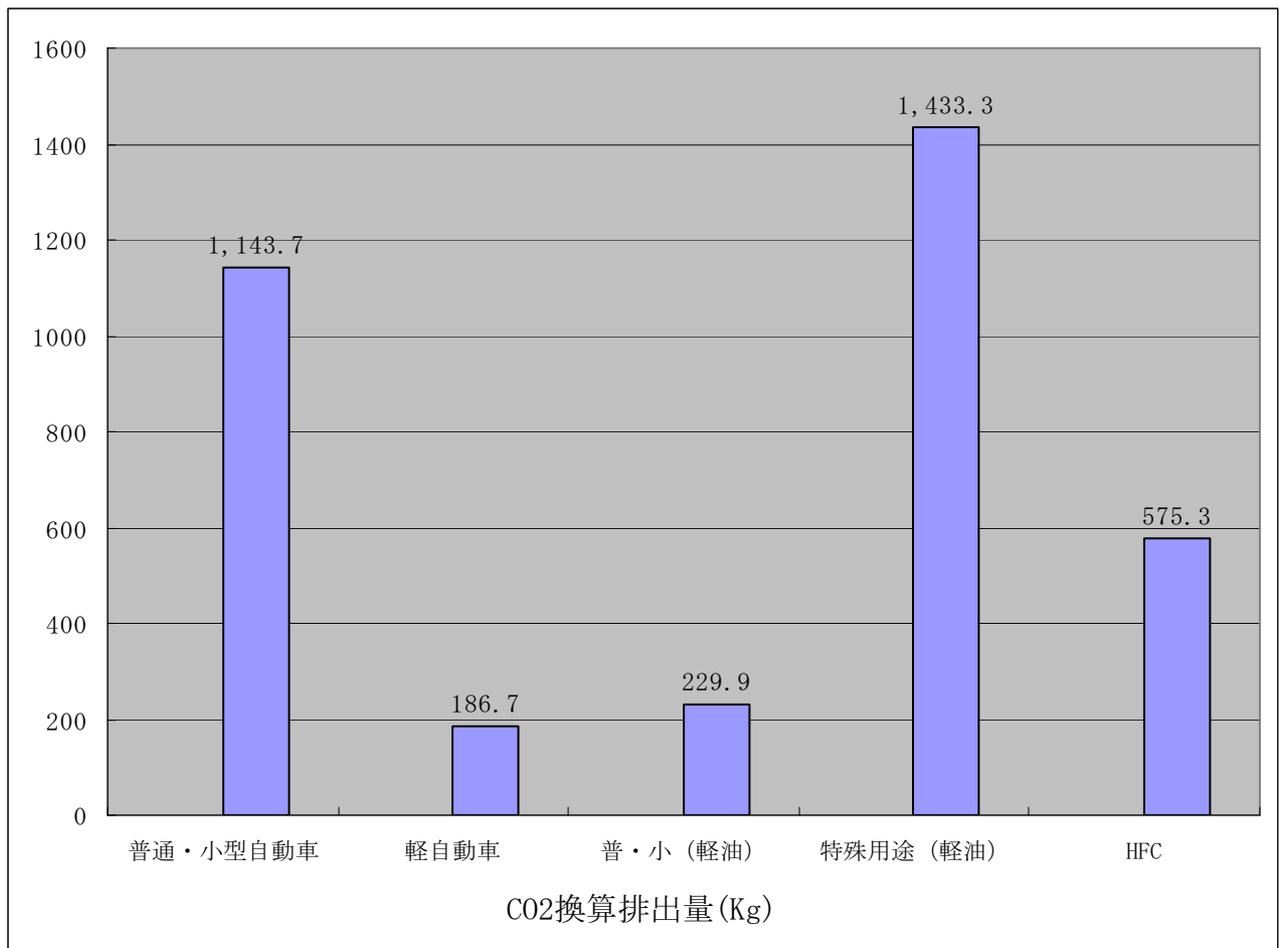


②その他の温室効果ガス（メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））

自動車の走行等に伴うCH₄及びN₂O排出量、カーエアコンの使用に伴うHFCの排出量を調査し、村の事務及び事業全般から排出されるCO₂換算排出量（CH₄、N₂O、HFCをCO₂に換算した値）を把握します。

【自動車の走行等から排出されるCO₂換算排出量】

調査項目		走行量等	CO ₂ 換算排出量 (Kg-Co ₂)	備考	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型自動車	124,095.7 km	1,143.7	CH ₄ , N ₂ O→CO ₂
		軽自動車	25,883.8 km	186.7	
		特殊用途車	km		
	軽油	普通・小型自動車	40,358.0 km	229.9	
		軽自動車	km		
		特殊用途車	179,593.3 km	1,433.3	
HFC-134a（カーエアコン使用）		29.5 台	575.3	HFC→CO ₂	
計			3,568.9		



③温室効果ガスの総排出量

燃料や電気の使用に伴うCO₂排出量、自動車の走行等やカーエアコンの使用によるCH₄、N₂O、HFCのCO₂換算排出量を合わせたものを本村の事務及び事業全般から排出される温室効果ガスの総排出量とします。

温室効果ガス総排出量 = 3,355 (t-CO₂)

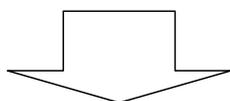
(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本村ではこれまで、暖房使用に対する適正な温度管理、照明器具・事務機器・その他電気製品の適正な使用等を推進してきました。

これからも、現在までのソフト面（職員の節減意識の向上）の取り組みの一層の推進に加え、省エネ機器等の導入や太陽光発電設備の整備を進めながら総排出量を抑制し、目標の達成に努めます。

【各項目別のCO2排出量と目標値】

調査項目		使用量（基準値）	CO2 排出量 （基準値）	使用量（目標値）	CO2 排出量 （目標値）	
燃料の使用	ガソリン	15,134.9 ℓ	35,143.2 Kg	14,983.6 ℓ	34,791.8 Kg	
	軽油	75,449.9 ℓ	197,754.2 Kg	74,695.4 ℓ	195,776.7 Kg	
	灯油	81,639.8 ℓ	203,119.8 Kg	80,823.4 ℓ	201,088.6 Kg	
	A重油	650,497.5 ℓ	1,762,848.2 Kg	643,992.5 ℓ	1,745,219.7 Kg	
	液化石油ガス（LPG）	1,840.6 m ³	11,756.3 Kg	1,822.2 m ³	11,638.7 Kg	
電気の使用		1,939,230.1 Kwh	1,140,267.3 Kg	1,874,123.5 Kwh	1,101,984.6 Kg	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型自動車	124,095.7 km	1,143.7 Kg	122,854.7 km	1,132.3 Kg
		軽自動車	25,883.8 km	186.7 Kg	25,625.0 km	184.8 Kg
		特殊用途車	km	Kg	km	0.0 Kg
	軽油	普通・小型自動車	40,358.0 km	229.9 Kg	39,954.5 km	227.6 Kg
		軽自動車	km	Kg	km	0.0 Kg
		特殊用途車	179,593.3 km	1,433.3 Kg	177,797.4 km	1,419.0 Kg
HFC-134a（カーエアコン使用）		29.5 台	575.3 Kg	29.2 台	569.5 Kg	
下水の処理量		50,432.8 m ³	932.0 Kg	49,928.5 m ³	922.7 Kg	
計			3,355,389.9 Kg		3,294,956.0 Kg	



総排出量に関する目標

平成18年度から平成21年度までの温室効果ガス排出量実績値の平均を基準値とし、平成23年度から平成27年度までの温室効果ガス排出量の平均値を、省エネルギーの推進により1%、太陽光を活用した設備の導入により0.8%削減するよう目指します。

3,355 (t-CO₂) → 3,294 (t-CO₂)

第3章 取組内容

本村の事務及び事業に関する環境負荷の削減等に向けた、具体的な取組み内容を以下に示します。

1. 環境にやさしい製品の購入促進

(1) グリーン購入

《目標》

業務を行うに当たり必要となる物品について、環境負荷の少ない製品等を購入するよう努めます。

【具体的な取組み】

- コピー用紙及び庁内印刷用紙は、再生紙の使用を原則とします。
- ファイルやノート等の紙事務用品は、古紙配合率が高く、白色度のより低いものを購入します。
- 衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー等）は、間伐材を使用したものや、古紙配合率70%以上のものを購入します。
- 印刷物の発注にあたっては、原則として古紙配合率50%以上のものを使用するとともに、古紙配合率を明記するよう努めます。
- 使い捨て製品の購入を抑制し、できる限り詰め替え可能な製品やリサイクルが可能な製品など環境配慮型物品を購入します。

(2) 省資源・省エネルギー型機器の購入

《目標》

○A機器や家電製品等を極力省エネルギー型のものに切り替えます。

【具体的な取組み】

- ○A機器や蛍光灯等の購入や買い換え時には、省エネルギー型機器を選択します。
- 施設に設置する冷暖房は、環境保護とエネルギーの有効活用を図ることのできる機器の導入に努めます。

(3) 低燃費・低公害車の導入

《目標》

公用車の更新にあたっては、低燃費・低公害車など、環境に配慮した車種を導入します。(平成22年度 低公害車所有台数 3台)

【具体的な取り組み】

- 環境負荷の少ない低燃費・低公害車を極力導入するよう努めます。
- 低燃費・低公害車に該当しない場合においても、必要最小限度の排気量の車両を選定するなど、より環境負荷の少ない車両を購入するよう努めます。

2. 用紙類の使用量削減

(1) 用紙類の使用量削減

《目標》

コピー用紙、事務用紙の総使用量の抑制に努めます。

【具体的な取り組み】

- 両面コピーや両面印刷、縮小コピーに努め、用紙使用量の抑制に努めます。
- 会議用資料や報告書の部数は必要最小限とし、会議資料の簡素化に努めます。
- 資料等の個人配布を極力なくし、各課・各担当で共有するよう努めます。
- 庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進します。
- パソコン等のOA機器からのプリントアウトは、必要最小限にします。
- その他の事務用紙類の使用量を極力削減するよう努めます。

3. 省資源・省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の削減

《目標》

電気の総使用量の1%削減に努めます。

基準値 1,939千kwh ⇨ 目標値 1,919千kwh

【具体的な取り組み】

- 日常的な節電に努めます。
- 昼休みや時間外勤務時の不要な箇所の消灯を行います。
- 廊下等の間引き消灯を行います。
- 使用していないOA機器や電化製品等の電源は切るように努めます。
- 廊下など共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施するとともに、トイレ、給湯室等の使用後の消灯を徹底します。
- 日常の業務を見直し、極力定時退庁するように努めます。

(2) 燃料使用量の削減

《目標》

公用車やボイラー等の燃料の総使用量の1%削減に努めます。

	基準値		目標値
ガソリン	15,134ℓ	⇒	14,983ℓ
軽油	75,449ℓ	⇒	74,695ℓ
灯油	81,639ℓ	⇒	80,823ℓ
A重油	650,497ℓ	⇒	643,992ℓ
液化石油ガス	1,840m ³	⇒	1,822m ³

【具体的な取り組み】

- 不要なアイドリングを行わないよう努めます。
- 急発進、急加速、空ぶかしなどを抑制し、エコドライブを心がけます。
- タイヤ空気圧のチェックを行うなど、適正な車両管理に努めます。
- 近隣への移動は、徒歩・自転車の利用を推進します。
- 可能な場合は、公共交通機関を利用するよう努めます。
- ボイラー等の適正運転に努め、更新時にはできる限り熱効率の高い機種を選定します。
- 室内温度を上げすぎないようにします。

4. 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 廃棄物の減量化

《目標》

廃棄物の総排出量を極力削減するよう努めます。

【具体的な取り組み】

- ごみの分別を徹底します。
- 事務用品や電化製品の長期使用に努めます。
- クリップ類、輪ゴム等は、再利用します。
- ミスコピー用紙や不要となった片面使用のコピー用紙は、分別して再利用します。
- 使用済み封筒は、再利用します。
- 事務・事業に係る物品等は、余剰とならないよう適正量の購入に努めます。

(2) 資源化・リサイクルの推進

《目標》

資源ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの資源化に努めます。

【具体的な取り組み】

- 紙類やビン類、金属類等資源化物のリサイクルに努めます。
- 事務機器、消耗品等の購入に際しては、リサイクル可能な商品を選択します。

5, 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備と維持管理の促進

(1) 環境負荷の削減に配慮した施設等の整備の推進

《目標》

環境に配慮した手法の採用や建設副産物の有効利用を図り、環境負荷の低減に努めます。

太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入に努めます。

省資源・省エネルギーの推進による電気使用量の目標値	⇒	太陽光を活用した設備の導入による電気使用量の目標値
1, 919千kwh		1, 874千kwh

【具体的な取り組み】

- 公共施設における敷地内緑化に努めます。
- 更別村地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入に努めます。
- 省エネ、省資源設備など、環境負荷の少ない機器の導入に努めます。
- 街路灯の電球を、計画的に省エネタイプ（LED）のものに交換していきます。
- 自然光に配慮した照明の配置や自然光を取り入れる工夫を行うよう努めます。
- 野生生物の生息環境への配慮など、各種工事の実施にあたっては周辺の環境への影響

を考慮し、環境負荷の少ない施工方法等を採用するよう努めます。

- 建設副産物の発生を抑制する工法の採用を促進するとともに、建設残土等の有効利用に努めます。

(2) 環境負荷の削減に配慮した施設等の維持管理

《目標》

省資源・省エネルギー化や有害化学物質等の排出防止が図られるよう、設備等の適正な維持管理に努めます。

【具体的な取り組み】

- 緑地等の管理にあたっては、農薬や化学肥料等の使用量を抑制するよう努めます。
- 省資源・省エネルギー化や有害化学物質等の排出削減に資する設備の適正な維持管理に努めます。
- 地域における快適な生活環境を確保するため、村有林の適正な管理を始め、所管地における豊かな自然環境の保全に努めます。

6. 環境保全に関する職員の意識向上の促進

(1) 環境に関する研修等の実施

《目標》

環境保全に関する情報提供を行い、活動しやすい体制づくりに努めます。

【具体的な取組】

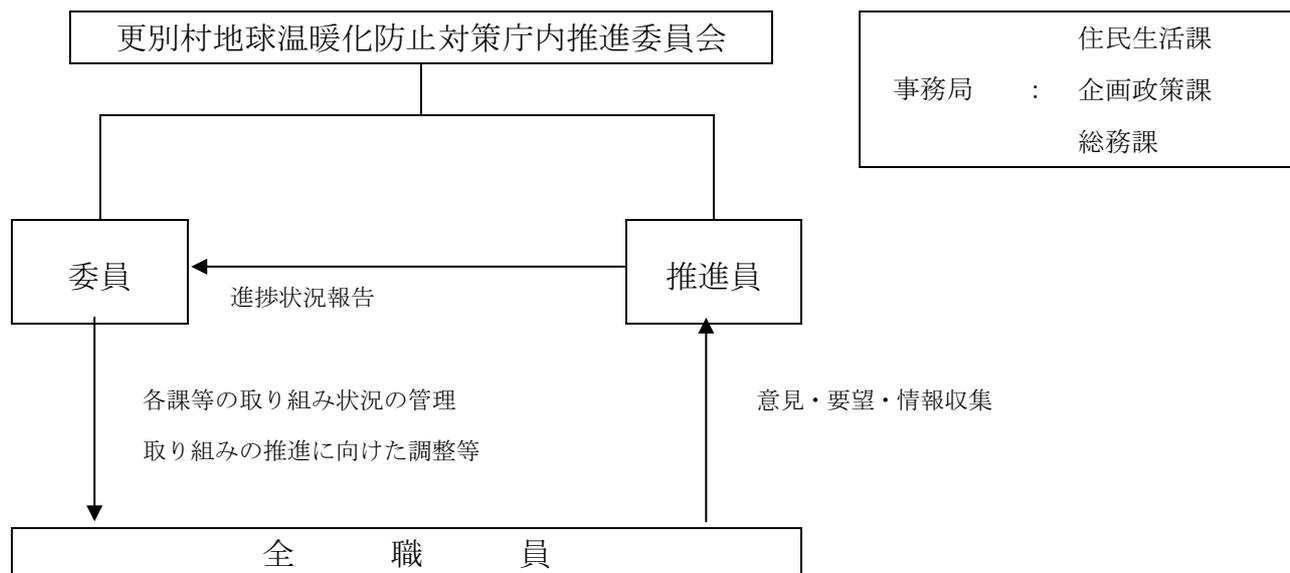
- 環境保全に関する職員が実施すべき活動について、必要な情報提供を行います。
- 環境保全に関する理解を深めるため、職員に対する研修等の実施に努めます。
- 職員のノーマイカー通勤の推進に努めます。

第4章 計画の推進と点検・評価

1. 計画の推進・点検体制

本実行計画の全庁的な推進と適正な進行管理を行うため、「更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会」を活用します。

《組織図》



(1) 更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会委員

副村長が委員長、教育長が副委員長、課長職が委員となり、更別村地球温暖化対策実行計画の策定・見直し、計画全体の進行管理及び各課等における取組状況の管理を行うとともに、取り組みの推進に向けた調整等を行います。

(2) 更別村地球温暖化防止対策庁内推進委員会推進員

・所属する部署に関する環境負荷を削減する行動の進捗状況を点検、把握して委員会に報告します。

・地球温暖化対策の推進に関する各職員の意見、要望その他の情報を収集し委員会に報告します。

(3) 全職員

全職員は、各課に属する委員・推進員を中心とし、本実行計画に基づき積極的に環境負荷を削減する行動を実施します。

2、職員に対する研修等

本実行計画を実践していくためには、職員一人ひとりが環境問題に関して正しい認識を持ち、事務・事業を進める上で自主的に行動していく必要があります。このような認識に基づき、先に述べた推進委員会が中心となって全職員に対する研修の機会を提供し意識啓発に努めます。

3、取り組みの実施状況の点検と評価

(1) 取り組みの実施状況の点検、評価

本実行計画に基づき、全職員が環境保全に関する具体的な取り組みを実施します。

推進員は毎年度の取り組み状況、エネルギー使用状況等を把握し推進委員会に報告します。

地球温暖化防止対策庁内推進委員会議では、各課及び出先機関での取り組みが適切に行われているかを点検、評価し、環境配慮活動を進めていく上での調整・指導等を行います。

(2) 点検結果の公表

温室効果ガスの排出量や目標の達成状況等については、毎年度、事務局が取りまとめ公表するものとします。